平成２４年（フ）第２６号
千葉県流山市富士見台２丁目８番地の１
ヴェルドミール江戸川台２―314
債務者　山岸　　勝
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３１号
千葉県柏市桜台14番23―302号
債務者　荒井　美那
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４６号
千葉県松戸市上本郷2296番地３、住民票上の住所千葉県柏市根戸403番地37
債務者　加藤　忠彦
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５０号
千葉県松戸市和名ケ谷848番地の４
債務者　小山　恭博
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５１号
千葉県松戸市和名ケ谷848番地の４
債務者　小山　昌代
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５４号
千葉県野田市野田524―８　ガーデンパレス愛宕２Ａ、住民票上の住所千葉県野田市花井249番地の37　セイコービル１Ｆ101号室
債務者　荒木　峰雄
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７７号
千葉県松戸市胡録台163番地の１　サンファスト松戸Ａ―102号
債務者　及川　由美
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７８号
千葉県松戸市八ケ崎１丁目11番地の10　コーポウダガワ201号
債務者　福嶋美智子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８５号
兵庫県南あわじ市福良乙13番地
債務者　花崎　陽子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第８６号
兵庫県南あわじ市福良乙13番地
債務者　花崎　淳也
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２２号
山口県柳井市新庄300番地22
債務者　伊藤　英雄
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１１号
山口県岩国市由宇町中央２丁目18番10号
債務者　藤井　広美
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１号
兵庫県丹波市氷上町常楽982番地８
債務者　臼井　正己
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第２号
兵庫県丹波市氷上町常楽982番地８
債務者　臼井マリア
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
沖縄県中頭郡西原町字棚原805番地　伊波ハウジング102号
債務者　上地　武吉
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４５０号
佐賀市富士町大字上熊川1370番地、住民票上の住所佐賀市富士町大字中原510番地
債務者　馬場　澄子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３９号
青森市浪館前田１丁目19番13号
債務者　工藤　静子
1　決定年月日時　平成24年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係